

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、埼玉県の南西部に位置し、海拔 203.5mから 58.3mの西から東へ傾斜した地形となっています。市域北西部に加治丘陵、南部に狭山丘陵があり、加治丘陵北側に入間川、南側に霞川が流れ、広大な茶畑となっている台地を挟んで不老川が東西に流れています。台地の中央部には、かつて東西へ帯状に広く農用林がありましたが、飛行場を経て現在はゴルフ場や工業団地として利用されており、森林はごく一部に残るのみとなっています。また、野田や牛沢町、高倉、二本木などには旧多摩川や入間川・霞川による段丘崖の斜面林があり、湧水が多く見られ、希少植物の生育地となるなど、貴重な自然となっています。市域面積は 4,469ha で、私有林面積は 666ha です。そのほとんどはクヌギ・コナラ等を主体とした二次林であり、スギ・ヒノキ等の人工林は 115ha ありますが分散しており施業の共同化は行いにくくなっています。

本市における森林は、木材資源生産の場として材木やシイタケほだ木に利用されるものが一部あるほか、生物多様性保全や生活環境の形成、自然とのふれあいの場としての意味が大きくなっています。平地では、宅地などに転用されるための伐採も多い傾向にあります。そのような中で、生物の生息・生育環境の保全、大気の浄化、災害防止などといった、森林のもつ公益的な機能をより効果的に発揮させるよう整備を実施する必要があります。

2 森林整備の基本方針

(1)地域の目指すべき森林資源の姿

森林の公益的機能の中でも、本市においては下記の機能を重視し森林整備を推進します。

- ①狭山湖周辺の、水源のかん養機能の発揮を期待する森林
- ②住宅地に近い平地林や丘陵のまとまった森林など快適な環境形成を果たす森林
- ③加治丘陵の「加治丘陵さとやま計画」や狭山丘陵の「さいたま緑の森博物館」の区域で、保健・レクリエーション機能および生物多様性保全機能の発揮を期待する森林
- ④生物多様性保全機能については、全ての森林で期待しますが、特に加治丘陵、狭山丘陵、段丘崖の斜面林で期待するものとします。

森林の有する機能	機能発揮の上から望ましい森林の姿
① 水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を保護する施設などが整備されている森林
② 快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く繁っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

保健・文化機能	③保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
	④生物多様性保全機能	多様な動植物のすみかとなる森林、希少な生物や特有の生物が生育・生息している森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方

現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、適切な保全・整備を進め、多様な森林の育成を図る。各機能ごとに森林の整備及び保全の方針を定める。

森林の有する機能		森林整備及び保全の基本方針
① 水源涵養機能		洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
② 快適環境形成機能		地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
保健・文化機能	③保健・レクリエーション機能	住民に憩いと学びの場を提供する観点から、地域の植生や歴史を考慮し、多様な樹種や林相より成る森林整備を推進することとする。
	④生物多様性保全機能	希少な生物や特有の生物が生息・生育している森林についてはその生育・生息環境を守り、丘陵地など大面積の森林では多様な林齢・林相の配置とするなど、生物多様性の維持増進を図る森林として保全することとする。

イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は必要に応じて造林を行うこととします。大部分が広葉樹の二次林であるので、目的樹種の成長が阻害されている場合など必要に応じて保育を行うものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹				種		
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)
全 域	35年	40年	35年	50年	10年	15年	55年

※ 標準伐期齢については、立木の伐採の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が、再び立木地となること)を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐:皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

択伐:択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行ない、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下)の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

また、集材に当たっては、森林の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、林相と林齢の多様化に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

(1) 育成単層林施業

自然的条件及び多面的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。

主伐の時期については、高齢級の人工林が増加すること等を踏まえ、多面的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採する。

(2) 天然生林施業

・択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間による。

・皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所等の分散等に配慮する。

・天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

スギ、ヒノキ、アカマツ、コナラ、クヌギ等、原則として郷土種を選定すること。

※1 スギの造林にあたっては、花粉症対策に資するため花粉の少ないスギ品種とする。

※2 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、地位や既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定める。

なお、大苗を用いて植栽する場合は、必要に応じて植栽本数を減ずることとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ・ヒノキ 広葉樹等	疎仕立て	概ね 1,500	
	中仕立て	概ね 2,500	
	密仕立て	概ね 3,200	

※ 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	原則として最小限度の刈り払いを実施する。ただし、現地の状況により省略することができる。
植付けの方法	列植え（方形植え）又は正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行ふ。また、植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	春植え 3月中旬～4月下旬 秋植え 9月中旬～10月下旬

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から2年以内、択伐の場合は原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から後5年を超えない期間を、人工造林すべき期間として定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	広葉樹類 ナラ類（コナラ、クヌギ、クリ）、カシ類（シラカシ、アラカシ）、シイ類（スタジイ）、カエデ類（イロハモミジ、ウリカエデ、イタヤカエデ）、サクラ類（ヤマザクラ、ウツミザクラ、イヌザクラ）、その他（アカテ、イヌシテ、アオハダ、リョウブ、ネジキ、ヤマツツジ）など 針葉樹類 マツ類（アカマツ）、モミ類（モミ）、スギ、ヒノキ
-----------	---

	ぼう芽による更新が可能な樹種	ナラ類、か類、かデ類、サケ類
--	----------------	----------------

(2)天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア)期待成立本数

樹種	期待成立本数
広葉樹類(ナラ類、か類、かデ類、サケ類) 針葉樹類(マツ類、モミ類)	10,000 本/ha

(イ)天然更新すべき本数

樹種	更新すべき本数
広葉樹類(ナラ類、か類、かデ類、サケ類) 針葉樹類(マツ類、モミ類)	3,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

a 天然下種更新

(a)地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。

(b)刈出しは、ササ等の下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。

(c)植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

(d)除伐、間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行う。

b ぼう芽更新

(a)更新のための伐採について11月～3月に行い、伐採位置をできるだけ地面に接したところとし、切り口は平滑にやや傾斜させて水切りをよくする。

(b)ぼう芽の発生が良好でない場合には、目的樹種を植栽するものとし、植付けは人工造林に準じて行う。

(c)下刈りは1～3年目に行う。

(d)ぼう芽整理(芽かき)は、ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。

(e)除伐は、目的樹種以外の不用木及び劣勢木を対象とし、5年生前後に実施するが、不用木の除去により林冠に穴があく場合は、目的樹種の生育を妨げない程度に枝を整理する。

ウ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

更新完了の目安として、後継樹の密度がha当たり3,000本以上成立している状態とする。後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が30cm以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽及び更新補助作業により確実な更新を図ることとする。

(3)伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持と早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から5年以内を目安とし、更新すべき期間を定めるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定の基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1)造林対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2)生育し得る最大の立木の本数

樹種	期待成立本数
広葉樹類(ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類)	10,000本/ha
針葉樹類(マツ類、ヒノキ類)	

更新については、下表の本数以上を植栽等により確実に更新する。

更新すべき本数
3,000本/ha

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森

林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、おもに目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとする。また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率により繰り返して行うものとする。特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意するものとする。

また、平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満にあつては10年、標準伐期齢以上にあつては15年を目安とする。

間伐率は、針葉樹林の場合は本数比で20～35%、広葉樹の侵入を促す場合は50%程度とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は原則として下刈り、つる切り及び除伐等とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次に掲げる育成単層林、育成複層林保育実行標準表(下木を植栽する場合)を参考にし、現地の実態に即し適期適作業に努める。

(1) 育成単層林

ア 下刈り

造林木の成長状況、雑草木の繁茂の状況により適期に必要な最小限の実施とする。

刈払いは、原則として筋刈・坪刈とする。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りで実施できるものとする。

下刈り終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ つる切り

つる切りは、つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行う。

ウ 除伐

除伐は、目的樹種と周辺植生の競合時期に実施することとする。

実施に当たっては、植伐木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行う。

エ 枝打ち

枝打ちは、間伐作業の効率化等の他、製品価値の高い良質材の生産を目的とし、対象樹木の形質を鑑み、投資効率を考慮して実施する。

育成単層林保育実行標準表

樹種	保育の種類	実施時期	実施林齢																			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	下刈り	6月上旬～8月下旬	△	○	○	○																
	つる切り	6月上旬～9月下旬					←															
	除伐	通年									△											
	枝打ち	9月中旬～3月下旬											○					△				
ヒノキ	下刈り	6月上旬～8月下旬	△	○	○	○	△															
	つる切り	6月上旬～9月下旬						←														
	除伐	通年																				
	枝打ち	9月中旬～3月下旬																			○	

- 注:1 ○印は、通常予想される実行標準。
 2 △印は、必要に応じて実施する。
 3 ←→は、実行時期の範囲を示す。

(2) 育成複層林(下木を植栽する場合)

ア 下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

イ 上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

(3) 育成複層林(下木を植栽しない場合)

ア 下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り(坪刈り又は筋刈り)を行う。

イ 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

ウ つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。

エ 除伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐する。

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるものについて、要間伐森林である旨並びに当該間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹				種		
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)
全 域	45年	50年	45年	60年	20年	25年	65年

※標準伐期齢に10年を加えたものを伐期齢の下限とする。

(2)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は健康文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から②までに掲げる森林の区域を別表1により定める。

①快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

風害防備保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林快適環境形成機能が高い森林等のついて定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

②保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全区域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健、レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

特に保健・レクリエーション機能の維持増進を図る区域を図る区域を、加治丘陵の「加治丘陵さとやま計画」区域及び狭山丘陵の「さいたま緑の森博物館」となっている区域とする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの②に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から②までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形成・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

特に、加治丘陵については、加治丘陵さとやま計画及び(仮称)加治丘陵さとやま自然公園植生管理計画等に基づき、適切に施設整備及び管理施業を行うものとする。

狭山丘陵のさいたま緑の森博物館の区域については、森林の保全についての普及、啓発の場としながら、森林の諸機能を発揮させるよう保全整備に努めていく。

段丘崖斜面林については、特有の生物が生息・生育する場合、その環境の保全に配慮した管理に努める。

アの①～②までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)
全 域	70年	80年	70年	100年	20年	30年	110年

※標準伐期齢のおおむね2倍を伐期齢の下限とする。

2 その他森林整備の方法に関し必要な事項

加治丘陵さとやま計画区域については、「(仮称)加治丘陵さとやま自然公園植生管理計画」の管理方針に従って整備する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。また、ナラ枯れ被害については、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ることとする。森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。なお、対応については国、県の方針等に基づき連携して行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止のため、巡視による早期発見に努め、被害対策については関係行政機関、森林所有者等と連携を図っていく。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

鳥獣による森林被害対策については、被害の早期発見に努め、被害対策については関係行政機関、森林所有者等と連携を図っていく。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行なう。

IV その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

(1) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(2) IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

2 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の緑として生物多様性保全、広域的に見た防災に配慮した伐採面積や形状とするとともに、管理にあたっては隣接地等の危険防止に努めるものとする。

人々が自然とふれあう場として適切である箇所では、管理作業や活用方法の体験、自然観察などを推進する。

施設の種類	現 状(参考)		将 来		対 図
	位 置	規 模	位 置	規 模	番 号
さいたま 緑の森博物館	宮寺 地区	総面積 65ha、自然観察路6 km・管理棟1棟	—	—	▽1
加治丘陵	金子 地区他	総面積 460ha、遊歩道6km 四阿・展望台1施設	—	—	▽2

3 住民参加による森林の整備に関する事項

(1)地域住民参加による取り組みに関する事項

森林の保全についての普及、啓発や地域住民が自然と親しむ機会を設けるため、加治丘陵では保全用地として取得した市有地を利用して下草刈りや間伐などの山林ボランティア事業を展開し、狭山丘陵では森林に関連する各種体験教室を展開している。また、住宅地内に残る平地林を利用して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、市の主催事業の中で森林・林業体験等の取り組みを進めていく。

別表1

区 分		森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1～3	134
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		4～25	516
保健・文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	保健・レクリエーション機能の維持増進を図る区域	4、9～14、16、17、24	402
	生物多様性保全機能の維持増進を図る区域	1～25	650

別表2

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐採の延長を推進すべき森林	1～3	134
複層林施業を推進すべき森林(伐採によるものを除く)	4～25	516

参考資料

入間市のデータ

(1)人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

		総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	22年	149,872	74,107	75,765	20,099	10,215	9,884	25,016	12,492	12,524
	27年	148,390	73,408	74,982	18,610	9,602	9,008	22,118	11,106	11,012
	2年	145,651	71,803	73,848	16,610	8,476	8,134	20,275	10,277	9,998
構成比 (%)	22年	100.0	49.4	50.6	13.4	6.8	6.6	16.7	8.3	8.4
	27年	100.0	49.5	50.5	12.6	6.5	6.1	14.9	7.5	7.4
	2年	100.0	49.3	50.7	11.4	5.8	5.6	14.0	7.1	6.9
		30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	22年	32,050	16,604	15,446	42,481	20,955	21,526	30,165	13,806	16,359
	27年	29,587	15,253	14,334	39,783	19,881	19,902	38,075	17,421	20,654
	2年	24,296	12,461	11,835	40,603	20,526	20,077	42,924	19,506	23,418
構成比 (%)	22年	21.4	11.1	10.3	28.4	14.0	14.4	20.1	9.2	10.9
	27年	20.0	10.3	9.7	26.8	13.4	13.4	25.7	11.8	13.9
	2年	16.7	8.6	8.1	28.0	14.1	13.9	29.5	13.4	16.1

(注)総数には年齢不詳を含む。

(資料 国勢調査報告より)

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	水産業	小計	木材・木製品製造業		
実数 (人)	平成22年	72,392	618	12	2	632	18,278	35	48,967
	平成27年	71,508	743	11	1	755	17,772	37	49,449
	令和2年	78,452	802	11	1	814	19,107	1	55,152
構成比 (%)	平成22年	100.0	0.9	0.0	0.0	0.9	25.2	0.0	67.6
	平成27年	100.0	1.0	0.0	0.0	1.0	24.9	0.1	69.2
	令和2年	100.0	1.0	0.0	0.0	1.0	24.4	0.0	70.3

(資料 国勢調査より)

(注)木材・木製品製造業について、平成27年は「経済センサス」、平成22年、令和2年は「工業統計調査」より。

(2)土地利用

(単位:ha)

	年次	総土地面積	耕地面積				草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地		計	森林	原野	
実数 (ha)	平成12年	4,474	796	2	28	508	—	722	722	—	2,956
	平成27年	4,469	523	2	6	316	—	672	672	—	3,274
	令和2年	4,469	451	2	20	240	—	666	666	—	3,352
構成比 (%)		100.0	17.8	0.0	6.4	11.4	—	16.1	16.1	—	66.1
		100.0	11.7	0.0	4.6	7.1	—	15.0	15.0	—	73.3
		100.0	10.1	0.0	4.7	5.4	—	14.9	14.9	—	75.0

(資料 農林業センサスより)

(注)1 総数は国土地理院「令和4年全国都道府県市町村別面積調」による。

2 農地は、「2020年農林業センサス」埼玉県統計書による。

3 森林面積は、森林法第2条で定義された森林面積。

(3)森林転用面積

(単位:ha)

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
令和1年	0.39	0	0.15	0	0	0	1.29
令和2年	0.77	0.48	0	0	0	0	0.48
令和3年	1.41	0	0.29	0	0	0.61	0.51

(資料 森林計画業務報告より)

(4)森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

(単位:ha)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)(%)	
	面積(A)	比率(%)	計	人工林(B)	天然林		
総数	649.59	100.0	643.91	115.35	528.56	17.8	
国有林	—	—	—	—	—	—	
公有林	計	186.21	28.7	185.52	34.60	150.92	18.6
	都道府県有林	136.26	21.0	136.26	29.79	106.47	21.9
	市町村有林	49.95	7.7	49.26	4.81	44.45	9.6
	財産区有林	—	—	—	—	—	—
私有林	463.38	71.3	458.39	80.75	377.64	17.4	

(資料 埼玉地域森林計画書より)

(注) 総面積には竹林、無立木地を含む。

②(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積 (単位:ha)

	私有林合計	在(市町村)者 面積	不在(市町村)者面積		
			計	県内	県外
実数	463.42	332.95	130.47	19.17	111.3
構成比(%)	100.0	71.8	28.2	4.1	24.0

(資料 森林簿より)

③民有林の齢級別面積 (単位:ha)

齢級別 区分	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級 以上
計	643.91	0.00	2.30	0.90	2.33	5.98	632.40
人工林	115.35	0.00	0.80	0.90	2.06	5.11	106.48
天然林	528.56	0.00	1.50	0.00	0.27	0.87	525.92

(資料 地域森林計画の林種別齢級別森林資源構成表より)

④保有山林面積規模別林家数 (林家:戸)

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
1~3ha	64	10~20ha	4	50~100ha	-
3~5ha	6	20~30ha	1	100ha 以上	1
5~10ha	13	30~50ha	1	総数	90

(資料 2015 年農林業センサスより)

⑤林道の状況

区分	路線数	延長	林道にかかる利用 区域面積	林道密度
国有林林道	該当なし	km	ha	m/ha
民有林林道	//			

(資料 地域森林計画より)

(5)市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額

(単位:百万円)

総生産額(A)		443,664
内 訳	第1次産業	1,101
	うち林業(B)	-
	第2次産業	169,347
	うち木材・木製品製造業(C)	-
	第3次産業	270,649
B+C/A		-

(資料 埼玉森林計画書より)

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	255	11,750	4,999,999
うち木材・木製品製造業(B)	1	11	-
B/A(%)	0.8	0.1	-

(資料 令和2年度工業統計調査より)

(6)林業関係の就業状況

(年月日現在)

区分	組合・事業者数	従業者数		備考
		うち作業員数		
森林組合	該当なし			(名称:)
生産森林組合	//			(名称:)
素材生産業	//			
製材業	//			
森林管理署	//			

(7)林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	該当なし						
モノケーブル	//						ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	//						無線操縦による木寄機
自走式搬器	//						リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車	//						林内作業車
ホイールトラック	//						主として牽引式集材用
動力枝打機	//						自動木登式

トラック	該当なし						主として運材用のトラック
グラップルクレーン	//						グラップル式のクレーン
計							
(高性能機械)							
フェラーパンチャ	該当なし						伐倒、木揃用の自走式
スキッダ							牽引式集材車両
プロセッサ、グラップルソー	//						枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター	//						伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	//						積載式集材車両
タワーヤード	//						タワー付き集材機

(8) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ	ナメコ		
生産農家数	戸	戸	戸	4戸	戸		
生産量 生産額 (百万円)	204 m ³	m ³	千本	19,735 kg	kg		

(資料 令和3年度素材生産量調査、令和2年特用林産物生産量調査より)

(9) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
	該当なし		